

## 公 告

半田乙川中部土地区画整理事業の保留地を抽せんにより処分するため、知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業保留地処分に関する規則（平成5年半田市規則第七号）第3条の規定に基づき、下記について公告する。

令和8年6月1日

半田市長 久 世 孝 宏

### 記

#### 1 保留地の位置、地積及び処分価格

保留地の位置は別紙の位置図、仮換地指定図に示す。

地積及び処分価格は以下に示す。

番号			地 積		単 価		処分価格 (円)
番号	街区	画地	(㎡)	(坪) 概算	(円/㎡)	(円/坪) 概算	
1	54	5	1,344.85	406.8	44,500	147,108	59,846,000
2	90	2	103.42	31.2	58,600	193,719	6,060,412

#### 2 抽せん参加に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽せんに参加することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者
- (2) 抽せんに参加しようとする者を妨げた者又は抽せんの公正な執行を妨げた者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団又は暴力団員、これらの者が経営する企業、これらの者が実質的に経営を支配する企業、若しくはこれらに準ずる者

#### 3 応募受付の期間及び場所

受付期間：令和8年6月1日（月）～6月30日（火）の開庁時間

※土曜・日曜を除く

受付場所：半田市役所3階 都市整備課

#### 4 抽せんの日時及び場所

抽せんの日時：令和8年7月12日（日）午前10時

抽せんの場所：半田市役所1階 会議室101

5 抽せん決定に関する事項

- (1) 同一画地に複数の参加申込みがあった場合は、公開抽せんをもって当せん者を決定する。
- (2) 抽せんは、当せん者のほか、補欠者一名を選出し、当せん者が契約を締結したときは、補欠者をもってこれに当てる。

6 その他抽せんに必要な事項

- (1) 抽せん参加申込みは、1人1画地とする。
- (2) 抽せん参加者は、抽せん参加申込書提出と同時に、20万円の抽せん保証金を現金又は銀行その他の金融機関が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手により納付しなければならない。

以上